

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百八十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和二年四月二十二日から適用する。

令和二年四月二十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(ち)

チラーヂンS 静注液200 μ g 200 μ g 1 mL 1 管 20,211

(の)

ノクサフィル点滴静注300mg 300mg16.7mL 1 瓶 28,508

外 用 薬

品 名 規 格 単 位 薬 価
円

(こ)

コレクチム軟膏0.5% 0.5% 1 g 139.70